

ふるさと納税で未来づくりに協力してください

ふるさと納税のPRに協力してください

ふるさと三原市を愛する人の輪をよりいっそう広げるため、市民の皆さんの親戚や知人に三原市のふるさと納税を紹介してください。

紹介用のはがき、チラシを用意していますので、気軽に連絡してください。市民の皆さんの協力をお願いします。

寄附をされた市外の人には、市の情報を継続的に発信するとともに、地場産品を通じた市のPRなどで、絆を深めていきます。

夢ある未来づくり

ふるさと納税は、三原市の夢ある未来づくり、誰もが住み続けたいまちをめざした事業に活用していきます。

ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度は、自分の出身地、応援したいと思う自治体を自由に選び、納税(寄附)できる制度です。

また、納税(寄附)を行なった場合には、寄附金額から5千円を超える部分について、一定の上限内で所得税と個人住民税の還付・控除が行われます。(確定申告が必要です)

問い合わせ先 政策企画課(☎0848676009FAX0848676199 E-MAIL seisakukikaku@city.mihara.hiroshima.jp)

11/22日
8時~16時

県民ウオークinみはら 市長と歩こう!健康ウオーキング大会

【ところ】佐木島 (集合・解散:三原港)

【内容・定員】 ※無料渡船を運行します。

コース	距離	内容	定員 (先着順)
みかんの島一周コース	10km	瀬戸の島々と大平山の紅葉を眺めながら、みかんの島佐木島を一周する	500人
自然観察・体験コース	5km	白い砂浜での健康ウオーキングや海辺の自然観察を楽しむ	300人
ファミリーコース	2km	映画「裸の島」で有名な宿禰島を眺め、里海・里山の自然の中を散策する	200人

記念タオルとおみやげをプレゼント

骨密度測定、血圧測定、健康福祉機器体験、島の特産品の試食と販売

【対象】 完歩できる人(小学生以下は保護者同伴)

【参加費】 500円(小学生以下は無料)

【用意する物】 弁当、飲み物、歩きやすい服装、タオル、帽子、雨具、防寒着、健康保険証

【申し込み】 8月10日(月)から10月30日(金)までに、専用の申し込み用紙(各保健福祉センター、各支所、市ホームページに用意)に必要事項を記入し、保健福祉課(〒723-0014城町一丁目2番1号☎0848676053FAX0848675934)へ

母子家庭、障害のある子どもが育つまで手当を支給

〔児童扶養手当〕

【対象】 次の①から④までのいずれかに該当する、平成3年4月2日以降に生まれた子ども(障害のある場合は20歳未満の子ども)を養育している母親、または養育している人

- ① 父母が離婚している
- ② 父が死亡、または重度障害のある人
- ③ 未婚の母の子ども
- ④ ①〜③に準ずる状態

支給月額

- ・ 1人目119,850円〜417,200円
- ・ 2人目は5,000円加算
- ・ 3人目以降は1人につき3,000円加算

※支給には所得制限があり、支給額は前年の所得に応じて決まります。
《次の場合などは支給できません》
○平成15年4月1日時点で、支給要件に該当した日から5年を経過している

- 受給者が公的年金を受けている
- 子どもが児童福祉施設(保育所などの通所施設を除く)に入所している

〔特別児童扶養手当〕

【対象】 施設に入所していない、障害のある20歳未満の子どもを養育している人

支給月額

- ・ 障害1級 50,750円
- ・ 障害2級 33,800円

《現況届の提出を》

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている人は、11日(火)から24日(月)(土・日曜日を除く)までに手続きをしてください。

手続きをしないと、8月以降の手当は支給されません。また、2年を経過すると受給資格を失います。※該当者には通知をします。

〔重症心身障害児福祉年金〕

【対象】 市内に3か月以上住み、重度の障害のある20歳未満の子ども(施設に入所している子どもを含む)を養育している人
支給月額 2,250円



問い合わせ先 子育て支援課 ☎0848676045 FAX0848642130